

# 金融商品を巡る社会会計と企業会計の関係\*

- 統計のミクロ - マクロ・リンクに関する一考察

宇都宮 浄人（一橋大学経済研究所）

2001年7月

（要 旨）

金融商品に関して、企業会計における考え方が変わりつつあるが、これらを基礎に作成される社会会計がどのような考え方に基づくべきか、ということは必ずしも整理されているわけではない。そこで、本稿では、ミクロ統計とマクロ統計の繋がりや相違という観点から、企業会計と社会会計の関係を、それぞれの目的に照らして整理したうえで、企業会計で進展している時価主義が社会会計に新たな問題を投げかけていることを指摘する。さらに、社会会計における貸出債権の時価評価について考察し、マクロ的にある程度数字に幅が生じることを示す。

---

\* 本稿の作成にあたっては、日本銀行調査統計局経済統計課スタッフとの議論が大変参考になった。ただし、内容及び意見の責任は全て筆者個人に属するものである。

## 1 はじめに

経済理論においては、マクロとミクロの整合性がしばしば議論になるが、統計におけるマクロとミクロという論点は、必ずしも多くの関心を呼んでいるわけではない。理論では、マクロとミクロが遊離することはあっても、統計という数字をつくるうえでは、ミクロの基礎統計なくしてマクロ統計は存在しえないからであろう。

しかしながら、言うまでもないことではあるが、マクロ統計は、単にミクロの基礎統計を積み重ねて作成されるわけではない。世の中の基礎的な経済事象を統計作成当局がきちんと把握できることはまれであり、そこには、いくつかの段階でフィクションが入り込むことになる。このとき、統計は特定の理論、あるいは理屈によって作成されるにすぎず、考え方が異なれば、同一のミクロ統計を基礎としても、出来上がるマクロ統計は異なった値となる。統計のミクロ・マクロ・リンク (Micro-macro links) の論点が生じる所以である。

さらに、昨今の経済環境の変化と国際的な議論の進展のなか、最も基礎的なミクロ統計である財務諸表の数字自体も変わろうとしている。企業会計において評価基準や計上方法が変更になったといっても、それをベースに作成するマクロ統計は、独自の考え方に基づいたものであり、そのこと自体が、直接マクロ統計に影響を与えるものではない。しかし、一国全体の会計記録である国民経済計算体系、つまり社会会計<sup>1</sup>についてみると、昨今の企業会計の動きは、従来の社会会計の考え方では整理できない論点を提示しているように思われる。

こうした問題意識から、本稿では、金融商品に係る社会会計と企業会計の関係に焦点を当てて、マクロ統計とミクロ統計の相違を考察する。具体的には、まず2節で、マクロ統計とミクロ統計の間に生じる乖離について一般論を整理したうえで、3節に、目的からみた社会会計と企業会計の相違点、4節では、時価評価を巡る議論に言及し、5、6節では、貸出債権の評価について、実際のデータをみながら、社会会計としての取扱い方と意味を考える。

## 2 マクロ統計とミクロ統計の乖離

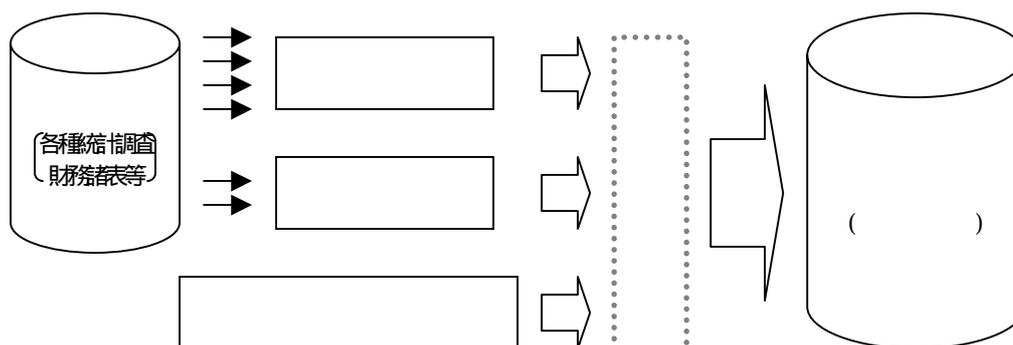
---

<sup>1</sup> ミクロの企業会計に対応させる形で、マクロの国民経済計算体系を社会会計 (Social Accounting) と名付けたのは、J.R.Hicks である (J.R.Hicks, *The Social Framework, An Introduction to Economics*, 1942)。わが国では、「accounts」を「計算」と伝統的に訳しているため、国民経済計算体系が一定の会計体系であることを直接イメージさせないが、本稿では、企業会計との対応関係で論点を明確にするため、概念としての国民経済計算体系は社会会計と呼んでいる。

マクロ統計は、基本的には、一定のカテゴリーでミクロ統計を集計したものである。しかし、集計にもいろいろなステージがあり、一口でマクロ統計といっても幅は広い。最も、シンプルなものは、例えば、国内銀行の貸出額のように個々の銀行の貸出額を悉皆的に積み上げた統計で、この場合、単純にミクロ統計の総計がマクロ統計として利用される。これに対し、GDPに代表される国民経済計算体系は、ミクロ統計とは離れて加工度が高く、そこでは、ミクロ統計の積み上げや加工によって作成されたマクロ統計がさらに加工され、各種推計を含めた集計がなされている<sup>2</sup>。

ミクロ統計からマクロ統計に到達するまでの、流れを整理すると、大きく次の4段階に分けられるであろう。すなわち、ミクロ統計の単純集計、標本調査による集計値の母集団推計、ミクロ調査・統計が存在しない分野についての、代理変数による推計、マクロ統計の目的・概念に応じた集計値の加工・調整である（図表1参照）。

（図表1）ミクロ統計からマクロ統計へ



このうち、のミクロ統計の単純な集計は、最もシンプルなものであり、この段階でマクロ統計として完結しないケースは多い。本稿が主に対象とする金融商品のうち銀行関連の統計については、企業数が限定されていること、金融監督を行うために詳細な財務諸表が個別に収集されていることから、こうした単純集計で作成される統計も少なくない。しかし、これらの場合でも、単純集計ゆえに、調査対象企業数が変動したりすると、傾向値がつかみにくくなる場合がある。

これに対し、調査対象を全て把握することが、実務的に不可能な場合、の標本調査による母集団推計がなされる。母集団推計の方法や精度といった点について、ここでは深入

<sup>2</sup> 業務報告や統計調査の結果を一次統計、国民経済計算体系のような一次統計を加工した統計を二次統計または加工統計と呼ぶことがあるが、いわゆる一次統計においても、集計プロセスで一定の加工が行われることがあり、何をもちて一次統計と呼ぶか、厳密な定義はない。

りはしないが、標本調査の標本替え、標本バイアス、標本不足、欠測値の発生といったことが、実際にそれぞれの統計の調査結果に影響を与え、引いては国民経済計算体系のようなマクロ統計に多大な影響を与えているということは再度確認されるべきである<sup>3</sup>。

の基礎統計の欠如という問題は、データは存在するがこれを調査する統計が存在しないケースと、そもそも適切な統計データの把握が不可能なケースに分けられる。後者については、ややわかりにくいかもしれないが、例えば、金融産業の生産、付加価値を計測する場合を考えてみよう。通常の企業の場合、売上額とそれに対応する原価が明確に存在するが、銀行の場合、資金運用によって得られる利息収入と預金等の支払利息の差額が主たる収益源である。これらは、財産所得の受け払いであり、生産やそこから生み出される付加価値ではない。このため、銀行が提供するサービスとその対価は、何らかの代理変数を用いたり、一定の考え方で数字を擬制することが必要になるのである<sup>4</sup>。

のマクロ統計の概念・目的に応じた加工・調整は、統計作成者がマクロ統計としての考え方に則って、ミクロ統計に手を加えるというプロセスである。したがって、マクロ統計が、どのような分析を念頭に置いてこうした加工・調整を行っているのか、代替手法と比較して問題はないのか、ミクロ統計側に変化がある場合、どのように対応すべきか、など、それぞれのマクロ統計が、マクロ分析そのもののあり方と対で検討されるべきものとなっている。のように、悉皆調査による単純集計によって一定の集計値が得られる場合でも、マクロ的な傾向をみるうえでは、例えば、店舗数を調整したり、季節性を調整した値を作成することがある。

そこで、次節からは、国民経済計算体系の作成に焦点を絞り、ミクロ統計からマクロ統計への加工・調整の論点をみてみよう。

### 3 目的からみた社会会計と企業会計の相違

企業会計原理をベースにして、制度部門単位にまとめた一国の会計記録を作成するとい

---

<sup>3</sup> 例えば、財務省の法人企業統計、総務省の家計調査は、それぞれ企業、家計という経済主体の行動をマクロ的に把握するうえで、きわめて重要な役割を果たす標本調査であるが、そうした用途に対しては、前者の場合、標本替えがもたらす統計の段差、後者の場合、標本数や標本バイアスが統計の問題として指摘されている（詳細は、中村隆英、新家健精、美添泰人、豊田敬「経済統計入門」1992年、動向把握早期化委員会「景気動向の早期把握等に関する今後の課題」1999年等を参照）。

<sup>4</sup> 第3次産業活動指数において、金融・保険業の産業動向を把握することができるが、例えば、「銀行・金庫等」の活動は、預金通貨銀行勘定の信用供与額および、全銀システム取扱高、外為円決済交換高の資金決済データが代理変数となっている。また、国民経済計算体系の生産勘定では、金融仲介の利ざやである帰属利子が金融機関の生産として計上されており、これらは、全て他産業の中間投入という扱いとなっている。なお、こうした計測方法に対し、93SNAでは、金融仲介サービスから付加価値が計上されるF I S I M（financial intermediation services indirectly measured、間接的に計測される金融仲介サービス）という手法も提案されているが、F I S I Mを本体系に組み込んだ国はいまのところ存在しない。

う発想を初めて体系化したものは、J.M. Keynes の指導で J.E. Mead と R. Stone が 1941 年に発表した勘定体系であろう<sup>5</sup>。こうした発想が、国際連盟統計専門家委員会下の小委員会の報告書「国民所得の測定と社会勘定の作成」(1947年)に結実し、その後の国民経済計算体系の基礎となるわけであるが、当時すでに、ミクロベースでの企業会計情報の単純集計値と社会会計の記録の差異が、概念上の問題として意識されていた。マネーフロー表の創始者である M.A. Copeland は、この点について、取引の記録時点、勘定の分類、資産・負債の評価、を主たる相違点を指摘している<sup>6</sup>。

こうした違いが生じる背景には、マクロの社会会計とミクロの企業会計の目的の相違がある。社会会計は経済会計 (economic accounting) とも呼ばれるが、1993 年改訂の国民経済計算体系 (System of National Accounts 1993、以下 93 SNA) においても、「企業会計実務が経済原理 (economic principle) と矛盾する時には優先権は後者に与えられる」(1.59)<sup>7</sup>と、あくまで経済原理に基づいた情報を提供するものである、という点は明確である。

もっとも、経済原理に基づくということが、具体的にどのような体系を必要とするかは、必ずしも自明ではない。これは、社会会計の目的が多岐にわたり、しかも漠然としているためであろう。企業会計の目的については、投資家、債権者に対する企業情報の提供、当該企業の利害関係者の契約関係を裁定する測定システム、といったところに一定のコンセンサスは存在するが、社会会計の場合、93 SNA によれば、「経済分析、意志決定および政策策定のために設計された多目的体系」(1.29)ということになる。93 SNA には、社会会計の目的の具体的な記述として、「経済のふるまいの監視」、「マクロ経済分析」、「経済政策の策定と意志決定」、「国際比較」という形でまとめているが、「国際比較」以外は、やはり焦点が絞りきれていない。

そこで、企業会計との差異に着眼して、筆者なりに社会会計の目的を整理すると、次の点に集約できるものと思われる。すなわち、一国の経済活動を経済学概念に沿って分析できるデータの提供、経済主体間の相互関係を示すデータの提供、国際比較可能なデータの提供、である。

#### (経済活動の分析データ提供)

経済活動の分析のために提供すべきデータが経済学的に意味のあるものでなければなら

---

<sup>5</sup> J.E. Mead と R. Stone の体系は、生産、所得支出、蓄積といった形で勘定体系を分けた確立された体系である。また、理論的な考察としては、それ以前に I. Fisher が、資本と利益の関係を考察するために、会計技術を経済理論に適用する「経済会计学」を提唱している(歴史的な経緯の詳細は、能勢信子編「経済会計の発展」1990年を参照)。

<sup>6</sup> Copeland, M.A., A study of Moneyflows in the United States, National Bureau of Economic Research, New York, 1952

<sup>7</sup> 93 SNA の引用は、経済企画庁経済研究所(現内閣府経済社会総合研究所)「1993年改訂国民経済計算の体系」に依る。

ないことはいうまでもない。この点、93SNAは、企業会計と経済理論の違いについて、取得原価主義と時価主義の差異に言及することによって、企業会計と経済理論の違いを明記している。「企業会計では通常（しかし、常ではない）取得（歴史的）原価基準で費用を記録する。幾分かは、そうすることが費用の記録を完全に客観的なものにするのを保証するためでもある。・・・しかしながら、『体系』では経済学で定義されている機会費用の概念が使用される。・・・機会費用計算への最も実務的な近似は現在原価計算であり、それによって生産に使用される資産や財貨は生産が行われる時点の当期市場価格で評価される。」(1.60)<sup>8</sup>。

また、企業会計では、取得原価と時価を比較して、価格の低い方で評価を行う低価法という手法も存在するが、企業の状況によって評価方法が変化するようなデータをマクロ的に集計することに、経済的な意味をもたせることは難しい。企業会計の場合、先に述べたように、情報提供という機能とは別に、利害関係者の契約の測定システムという側面がある。したがって、企業に不利な影響を与える可能性をなるべく表面化させ、債権者を保護しようという「保守主義の原則」からは、「低価法」という考え方は意味をもつ<sup>9</sup>。しかし、集計値としての社会会計では意味がなくなるのである。

同様に、企業会計が徴税の測定システムとして機能するとき、その値を集計しても、社会会計では意味をなさない。減価償却は典型的な例であり、社会会計においても、固定資産の物理的な劣化、陳腐化を計測するために固定資本減耗という項目が存在するが、これを測定するために、減価償却を用いることは難しい。その理由は、企業会計における減価償却額が、取得原価に基づいているという問題だけではなく、「租税目的で計算される減価償却はまったく恣意的」(1.64)だからである<sup>10</sup>。

なお、資産・負債の評価方法については、企業会計のなかでも、特に金融商品の評価を中心に時価主義という考え方が強まっており、論点は多岐にわたる。この点は、改めて、次節で考える。

#### ( 経済主体間の相互関係の把握 )

---

<sup>8</sup> 取得原価による計算の問題点については、93SNAでは、持続的なインフレーションのときに、生産の機会費用を過小評価してしまう可能性を具体的に言及している。産出と中間消費を同一時点で評価し、初めてGDPが算出されるわけであり、中間投入される財を在庫として保有している場合は、在庫品を取得したときの価格で評価することができない、というのが基本的な骨子である。

<sup>9</sup> 企業会計においては、保守主義という観点からではなく、低価法を原価配分の一形態とみなす考え方もある。そこでは、取替時価が原価を下回って評価減を行うことが、有用性を失った原価を切り捨てるという意味になる。

<sup>10</sup> 93SNAは、減価償却の問題について、固定資本減耗の計算方法を記述する第 章でも、「租税目的のための減価償却引当金は、投資額に影響を与えようという意図でまったく恣意的な方法で著しく操作されることがしばしばあり、多くの場合まったく無視しておくのが最もよい」(6.184)と記述している。

企業会計では、特定の一企業の情報が問題となるのに対し、社会会計では、取引相手も同時に記録されることになる。複式簿記は、社会会計においても基本原理であるが、社会会計の場合、さらに相手の勘定にも記録されることから、「四重記入簿記( quadruple-entry bookkeeping )」と呼ばれる。これによって、経済主体の間にどのような取引があったか、資産・負債の関係が存在するか、といった構造を把握し、社会会計として、一国のバランスシートが完成するのである。

こうした観点から、社会会計では、金融商品のように、資産と負債が対になったものについては、資産・負債の発生が、関係する経済主体間で同時に、しかも、同じ内容で記録されなければならない。つまり、社会会計では、企業会計のように、特定の取引を、個々の企業の目的に沿って適宜に記録方法を変えることはできない。例えば、企業会計で新たに設定された金融商品会計では、保有有価証券の評価方法が保有目的に応じて定められたが<sup>11</sup>、社会会計では、対応する負債としての有価証券を同じバランスシートの中で記入する必要があるため、こうした形の計上は取り得ない。有価証券の場合、客観的な市場価格が存在するため、全面的に時価を採用することになる。同様に、ヘッジ会計も適用されない。これも、ある経済主体にとっては、ヘッジ目的で金融派生商品を取引を行っても、取引の相手にとって、当該取引がヘッジ目的であるとは限らないからである。

また、税効果会計において繰延税金資産・負債が発生した場合も、これを金融資産・負債とみなすことはしない。なぜならば、これは期間損益を計算するうえでの企業の税金の期間配分の処理にすぎず、このことが、政府との関係で債権・債務を発生させるものではないからである。同様に、企業会計上貸借対照表に計上される引当金についても、社会会計で認識することはない。引当金は、個々の企業において期間損益を把握するために、「将来の費用または損失」に対する相手勘定として計上される会計的負債であり、それ自体が、明確に資産と対応した経済的な実体を有しないからである<sup>12</sup>。

無論、ミクロ情報を全て調和させて集計することは困難であり、「四重記入簿記」によって、社会会計のバランスシートが最終的にバランスするということはない。実務的には、わが国をはじめ多くの国では、ミクロ情報の得られない部分を残差として求めて、全体をバランスさせることになる。また、米国の金融資産・負債については、各制度部門ごとの評価の差がそのまま反映されたものになっており、差額は、「統計上の不突合」として記録されている。

なお、社会会計では、経済主体の関係が重要になるが、ここでの経済主体は、企業会計でいうところの各企業の集合であるとは限らない。93SNAにおいては、集計値である制度部門、例えば非金融法人企業部門といった場合、その構成要素として、法的に独立し

---

<sup>11</sup> 具体的には、有価証券を売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社の株式、その他の有価証券に分類し、それぞれの評価と評価差額の処理方法が規定された。詳しくは、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」2000年参照。

<sup>12</sup> ただし、引当金のうち、資産の控除的評価勘定として引き当てる評価性引当金は、対応する

た企業が想定されているが、より重要なことは、法的制度よりも、経済的な実体と機能である。わが国の国民経済計算体系では、こうした観点から、ときには一法人企業の勘定を分離し、それぞれ別個の部門として集計するといった措置も採っており、ここにも、社会会計が単に企業会計の集計とならない事情がある<sup>13</sup>。

(国際比較可能なデータの提供)

社会会計が国際比較のためのデータであることは、93SNAにも明確に記述されている。この場合、社会会計によって提供されたデータは、国際比較分析の対象となるが、そのほかの重要な役割として、「国際組織が貸付、援助、その他の資金への資格要件を決定したり、そのような貸付、援助、資金を利用する際の諸条件を決定したりするためにも使われる」(1.38)という側面がある。いわば、企業会計が企業の利害関係調整システムであるのに対し、社会会計は国際的な利害調整の測定システムであるといえることができる。

しかし、こうした国際比較可能性を追求した結果、ときに の経済実態を捉えるという観点からはわかりにくい帰属計算が行われることになった。経常取引では、しばしば持ち家の帰属家賃の取扱いが指摘されるが<sup>14</sup>、金融資産・負債に係る論点として、国際収支統計の再投資収益の例をみておこう。

再投資収益とは、直接投資において、直接投資先の子会社の収益のうち留保利益に対する出資の比率に応じた持ち分である。このとき、実際には、何ら資金は動いていないが、国際収支統計上は、直接投資企業が、一旦配当を受けた後、同額を追加的に直接投資したとみなすという帰属計算を行っている。こうした扱いが、規定された背景には、1980年代後半に生じた国際収支統計の国際的な不一致という問題があった。このとき、欧州の国々は再投資収益を認識する一方、わが国などはこれを認識していなかったため、経常収支の黒字幅が過小評価されているという批判があり、その後改正されたIMF国際収支マニュアル第5版で、国際比較の観点から、再投資収益という概念が導入されたのである。

しかしながら、こうした形で国際的な整合性を採った結果、再投資収益によって、経常収支、資本収支の傾向的な動きが攪乱されることになった。しかも、再投資収益は、現金の動きが伴わないことから、実態よりも、かなり遅れて計上される。これは、各企業の決算結果を待ってこれを把握することになり、データの振れを抑えるために、12ヶ月で均等案分した値をその後毎月計上していくという方法を採らざるを得ないからである。さら

---

資産が存在する。この点については、貸倒引当金の扱いの問題として後述する。

<sup>13</sup> わが国の金融勘定では、例えば、信託銀行の勘定については、銀行勘定と信託勘定に分けて集計し、さらに、後者の信託勘定については、合同運用信託と単独運用信託を分離した形で集計している。これは、合同運用信託で提供されている金融商品が預金類似商品であり、この部分を預金取扱機関として分類することが必要なためである(勘定分離等の詳細は、日本銀行調査統計局「資金循環統計の解説」1999年を参照)。

<sup>14</sup> 持ち家の帰属家賃を考慮しないと、持ち家比率の高い国は、そうでない国に比べ、GDPが過小評価されるという問題である。

にいえば、そもそも再投資収益の扱いが、果たして、社会会計全体としてみて整合的かどうかという点についても、議論の余地が残っているといえよう<sup>15</sup>。

#### 4 時価評価を巡る社会会計と企業会計

社会会計と企業会計の目的の差異が、両者の違いをもたらしているが、それぞれの目的に照らしたときに、資産・負債の評価方法は、先に述べたように、企業会計が取得原価、社会会計が時価という単純な図式ではない。

企業会計において、時価主義が進展しつつあるのは周知のとおりである。わが国の最近の動きでは、新しい金融商品会計基準により、デリバティブや有価証券にも時価評価が適用されたことや、退職給付会計によって退職給付債務が認識されるようになったことが大きな変更点である<sup>16</sup>。また、国際的には、国際会計基準委員会（IASB：International Accounting Standard Committee）が時価主義を推し進めており、主要国の会計基準設定主体と共同で設置したワーキンググループ（JWG：Joint Working Group）は、2000年12月に「金融商品の会計基準に関するJWGの公開案」を公表して、全ての金融資産・負債を公正価値で評価するという全面時価主義を提案している。

こうした動きについては、国によって、あるいは企業会計の専門家の間でも賛否両論があり、ここで、企業会計における時価主義の是非を論じるつもりはない。ただし、企業会計の議論を社会会計との関係で捉える場合、次の点は留意すべきである。

まず、第1に、金融市場が整備され、債権の流動化が進む中で、企業会計においても、求められる情報に変化が見られる点である。企業会計においては、伝統的に企業の継続性（ゴウイング・コンサーン）という前提があり、その下で、投資家への情報提供や利害調整の役割を有していたため、社会会計と根本的に、役割が異なっていた。ところが、市場リスクや信用リスクが具体的に計測できるようになり、資産・負債が流動化して、企業形態自体も自由に変化するケースが生じるなか、会計情報が、利害関係者に対する閉じた情報ではなく、全ての経済主体にとって客観的な情報、つまり社会会計が求めているものと同じ情報が企業会計においても求められるようになってきているといえる。

第2に、企業会計が社会会計に近づく結果、社会会計の統計精度の向上につながる点である。社会会計では、例えば、有価証券の時価残高を計上する場合、各主体の保有銘柄、

---

<sup>15</sup> 国内における親会社と子会社の間では、再投資収益は計上されていない。これは、そもそも通常の証券投資であるか、子会社に対する出資であるかを判別するのは困難であり、また、そうした形で、子会社との関係を把握するニーズもないからである。このため、93SNAにおける国際収支の考え方は、やや特殊な位置づけとなっている。実際、この点については、IMFが第13回国際収支統計委員会（2000年10月）に提出したペーパー（Towards a Sixth Edition of the Balance of Payment Manual）においても、現行第5版の改善事項の一つとして掲げられている。

<sup>16</sup> いずれも、2000年度より実施。

残存期間等を考慮することは不可能であるため、簿価の集計値を市場価格を示すインデックス等を用いて、マクロ的に時価換算するといった手法を採ることになる。ところが、個別の企業が時価評価を行えば、それらを集計することで社会会計の概念と一致し、こうした推計は不要になる。

第3に、こうした時価主義の進展が、これまでの社会会計の時価主義を越えるものとなっている点である。すなわち、93SNAでは、「組織された金融市場で取引されるときはいつでも、経常価格で評価されるべきであり、貸借対照表に、資産として現れるときでも負債として現れるときでも同じ価値が割り当てられるべきである」(13.64)とする一方、「組織された金融市場で取引されない金融債権(請求権)は、その債権を消滅されるために債務者が債権者に対して支払わなければならない額によって評価されるべきである」(同)という立場を採っている。こうした考え方から、93SNAでは、預金、貸付については、時価による評価ではなく、簿価での記録を定めている。

JWGの提案は、欧州諸国から反対意見が提起されるなど、かなり大胆な試案であることは確かである。例えば、要求払預金のように、売買市場が存在しない商品については、時価の把握はかなり難しいものであろう。とはいえ、こうした商品について、時価評価をすべきか否か、把握する場合どのように集計するかといった問題について、社会会計としても何らかの対応を迫られていることは間違いない<sup>17</sup>。

第4に、企業会計において、企業会計において、資産・負債の時価変動を直接損益計算書に反映させることになると、フロー面で企業会計が社会会計と大きく乖離することになるという点である。社会会計では、ストックを記録する貸借対照表とフローを記録する各種勘定のほかに、価格変動等を記録する調整勘定が存在し、価格変動等は、フローではなく、調整勘定に計上される。企業会計においても、資産の変動部分を期間損益と切り離すのであれば、ある意味で、社会会計と形は同一になる。わが国の企業会計では包括利益計算書は導入されていないが、時価の変動分を含めた利益を「包括利益」とし、本来の実現利益と切り離して有価証券の未実現益などを「その他の包括利益」とするのであれば、この部分が、社会会計の調整勘定と対応するという見方も可能である。しかし、最近の企業会計の議論はさらに進み、JWGの公開案やIASBで新たに提示されたポジション・ペーパー(いわゆる「G4+1」案<sup>18</sup>)では、包括利益概念を通り越して、「その他の包括利益」となる評価変動分も、一つの損益として、期中の企業財務業績となる考え方を採っている。

こうした考え方は、社会会計が価格変動をどのように記録すべきか、従来の体系で社会会計の目的である経済分析のための情報を正しく提供しうるのかどうか、再考を促すもの

---

<sup>17</sup> JWGの提案で、反対論が根強いものに金融負債の公正価値による測定があるが、これについては、既存の社会会計で採用されている。例えば、信用リスクの増大が負債を軽減させるなど、個々の企業をみるための情報としては一見違和感があるものでも、マクロの社会会計では、資産・負債をバランスさせるために、負債の評価調整が行われている。

<sup>18</sup> 本ペーパーは、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、イギリス、米国の会計基準委員会によって構成されるG4+1によるディスカッション・ペーパーとして公表された。

であろう。例えば、93SNAでは、債券の利子所得は、債券の償還までの市場利子率の変化に関わらず、一定の金額が、当該債券を保有の対価として算出される。このとき、市場利子率の変動に伴う価格変動は、全てキャピタルゲイン・ロスとして位置づけられ、社会会計では、調整勘定に記録される。しかし、市場でこれを購入し、適宜売買を行う市場参加者は、通常、市場価格から算出された利回りの差額を、利子所得として意識するであろう。JWGは、価格変動部分も損益に反映させるという考え方の下、利息をその時々市場利子率に基づき再計算するという方法を提示しており、経済実態を捉えるうえでも、こうした取扱い方は、より適切な方法に思われる。ところが、こうした形で利子所得を再計算するということは、市場価格の変動を所得というフローに反映させることになり、価格変動部分を調整勘定として整理してきたこれまでの社会会計の体系と、ある意味で矛盾するものになるのである<sup>19</sup>。

## 5 貸出債権の評価

### (貸出債権の評価の論点)

時価主義が進展するなかで、社会会計は新たな課題を背負った形となっているが、個別の論点としては、貸出債権の評価が、現在大きく議論が分かれている部分である。93SNAの考え方の基本は、貸出債権を「金融市場で取引されない金融債権」とみなし、これを帳簿価格で評価しようというものである。ところが、その後の金融市場の発達に伴い、貸出債権が流動化されて、市場取引の対象になるにつれ、93SNAの取扱いは必ずしも適切でなくなっている。また、最終的な支払い価格として帳簿価格を記録するという考え方は、企業会計における継続企業（ゴウイング・コンサーン）の前提とは重なるが、社会会計の場合、こうした個別企業の前提は意味をなさない。むしろ、マクロ的に倒産率も加味した実態を把握する必要がある。さらにいえば、不良債権等による貸出債権の実質的な価値を把握することは、政策判断の資料としての意味も大きいと考えられる。

このような実情を踏まえ、わが国の国民経済計算体系の金融勘定では、2000年に公表された93SNAベースの統計から、各銀行のミクロ情報を集計する際に、貸出債権を実質価値に近づけるための加工がなされている<sup>20</sup>。また、金融機関の債権にバランスさせる形で、借入企業の負債額も同様の調整が行われている。このような流れのなか、2000年に公表されたIMF金融統計マニュアル（Monetary and Financial Statistics Manual）においては、93SNAの考え方を踏襲して、貸出債権の帳簿価格での記入という考え方を提示しつつも、参考情報として、貸出債権の実質価値を表示することを推奨している。

<sup>19</sup> 企業会計における退職給付債務やストックオプションの扱いが、社会会計全体の体系に与える影響については、宇都宮、萩野、長野「退職給付、ストックオプションの社会会計 - 所得変化と価値の変化をどのように考えるか」（2001年）を参照。

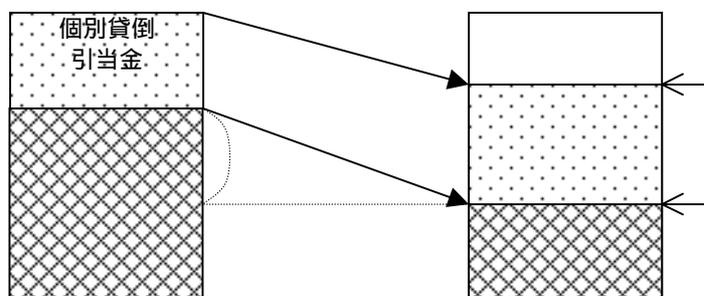
<sup>20</sup> 金融勘定の基礎データとなる日本銀行の資金循環統計では、1999年の改訂によって、93S

(貸出債権評価の方法論)

公正価値による評価の議論において、必ず問題となる点が、実際の公正価値の把握方法である。完全市場が存在し、そこで合理的な価格が形成されるならば、市場価格に、将来のキャッシュフローの現在価値が反映され、そこで客観的な値を把握することができる。しかし、こうした形で測定できない債権・債務は多く、貸出債権もそうした意味での客観性を備えた公正価値は把握しえない。この結果、貸出債権の実質化の調整を行っている例は、わが国とドイツなどごく一部の国に止まっており、社会会計における具体的な方法論も確立しているわけではない。

先に、社会会計のバランスシートでは、基本的に引当金を認識しないということを述べたが、わが国の金融勘定では、金融機関の貸出債権を実質化するにあたり、債権の帳簿価格から、個別貸倒引当金を引き当てた間接償却分の額を差し引いた額を計上するという方法を取っている(図表2参照)<sup>21</sup>。こうしたやり方はドイツも同様である。貸倒引当金には、わが国の場合、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金があるが、前者は、個々の貸出契約を離れて、あくまで貸出債権全体に対して生じる可能性に対して、引当てをしているのにすぎないのに対し、個別貸倒引当金は、債務者の状況に応じて、一つ一つの貸出債権について計上される。このため、後者については、当初結ばれた契約により発生した経済主体間の金融資産・負債が減価していると考えられるのである。

(図表2) 貸出債権の実質化の方法



前期から当期にかけてネット貸出額の増減がない場合

もっとも、個別貸倒引当金というしくみは、実務的には、債務者の状況に応じて損金経理を行うために設けられたものであり、この額が、直接貸出債権の毀損部分を反映しているとは限らない。その意味では、減価分を示す一つの代理変数にすぎない。一方、銀行で

NAベースへの改訂が行われ、この時点より、貸出債権の実質化が行われている。

<sup>21</sup> 後述するように、政府系金融機関の公的金融機関貸出金では、個別貸倒引当金とい概念が存在しないため、こうした実質化措置は採られていない。

は平成9年の会計処理基準の変更によって、個別貸倒引当金（当時は債権償却特別勘定）については回収不能額を自己査定に基づいて計上することとなったが、そうした観点からすれば、貸倒実績率による貸倒見込額を自己査定に基づいて引き当てることとなった一般貸倒引当金も、実質価値を計算するうえで控除した方がよいかもしれない。貸出契約自体は、貸倒見込みも考慮したリスクプレミアムが勘案されており、その時点で引き当てる一般貸倒引当金を控除するということは、貸出債権を逆に過小評価してしまうという懸念もあるが、貸倒率自体が変化し、それに応じて一般貸倒引当金の積み増し等が行われるのであれば、その部分に貸出債権の減価分が反映されていると考えることは妥当であろう。

また、別の論点として、将来起こりうる事柄に対して確率的に算出された金額を用いて、バランスシートから対応する債権の金額を減じてしまうことは、不確実な要素を金融資産・負債の計測に取り込むという意味で問題がある可能性がある。たとえ評価性引当金であっても、不確定資産・負債は金融資産・負債とみなされないというのが、社会会計のルールである。

しかしながら、個別の企業にとっては、不確定な事象であっても、マクロ的にみれば、一定の割合で発生する事象ということにならないだろうか。一般貸倒引当金についていえば、それが合理的に計算されている限り、一国全体でみると、当該貸倒が発生する蓋然性はきわめて高いとみるべきであろう。この問題は、ミクロ的には不確実なものが、マクロ的には確実になるという意味で、社会会計と企業会計の違いを認識すべき部分である。93SNAでは、「不確定ポジションが政策や分析にとり重要な場合、補完的情報を収集し、SNAの補完データとして表示することを勧告する」(11.26)とあるが、マクロでみると、「補完データ」というよりも、より実態に近いデータとして活用すべきケースがあるように思われる。

## 6 評価方法の影響度合い

ミクロからマクロへの集計加工によって、実際の公表データにどの程度影響がみられるかについて、上記、貸出債権の評価を例に、その幅を検証してみた。

まず、金融勘定における貸出債権については、現先・債権貸借取引を貸出債権に含めているという点で、個々の金融機関の会計処理とは異なっている。これは、現先取引や現金担保付き債権貸借取引が、経済実態としては、資金運用・調達的手段となっており、運用者からみれば、貸出債権と同一のものとみなすことが、マクロの社会会計としては望ましいと判断されたからである。

この点を前提としたうえで、以下、現在、金融勘定の国内銀行の貸出として公表されている金額のほかに、3通りの貸出額を試算した。個別貸倒引当金を控除しない、貸出金そのものの額、貸出金より、個別貸倒引当金および一般貸倒引当金を控除した額、貸出金よりリスク管理債権のうち破綻先債権額と延滞債権額を控除したものである（図表3）。

なお、貸倒引当金、リスク管理債権額等のデータは、全国銀行の財務諸表ベースをデータソースとしており、国民経済計算体系における国内銀行ベースと若干の定義の違いがあるため、総額の比率で調整している<sup>22</sup>。

(図表3) 国内銀行貸出残高の評価方法による差額試算値

単位:兆円

年度末	公表額	引当金控除前		一般貸倒引当金控除後		不良債権控除後	
			差額		差額		差額
91	533.0	534.6	1.6	531.1	-1.9	-	-
92	533.6	536.3	2.7	531.7	-1.9	522.2	-11.4
93	528.2	532.4	4.3	526.3	-1.8	517.3	-10.9
94	524.8	531.1	6.2	522.9	-1.9	516.3	-8.5
95	535.7	549.1	13.5	533.6	-2.0	529.9	-5.7
96	538.7	550.3	11.5	536.7	-2.0	531.6	-7.1
97	539.7	557.8	18.2	537.6	-2.1	538.3	-1.4
98	524.4	537.5	13.0	520.5	-3.9	515.3	-9.1
99	500.6	510.1	9.5	496.7	-3.9	487.7	-12.9

注) 「不良債権控除後」とは、リスク管理債権額のうち破綻先債権額と延滞先債権額を控除した額である。

(資料) 内閣府経済社会総合研究所編「国民経済計算年報平成13年度版」

全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析(平成11年度決算)」

日本銀行「金融経済統計月報」

これをみると、国内銀行の99年度末の資産としての貸出(現先・債権貸借の運用額を含む)は、500兆6千円は、そうした調整を行わない場合に比べ、公正価値として9兆5千億円の評価減を行っていることになる<sup>23</sup>。また、こうした評価は、貸出債権から一般貸倒引当金をも控除した額と比較すると、3兆9千億円過大評価しているといえる。一般貸倒引当金自体は、数字としてさほど大きな額ではないので、そのこと自体の影響度合いは、さほど大きなものではないかもしれない。しかし、家計の国内銀行に対する預金額が286兆円で、その数%が家計にとっての利子所得であることを考えれば、こうした評価によって、10兆円程度、見合いの資産が変動してしまうということは、留意すべき数値であろう。一方、金融機関の不良債権が、負債として預かっている家計の預金を大幅に蝕んでいるといった極端な議論もあるが、ここでの計算では、不良債権について厳しめの評価を行ったとしても、現在の金融勘定で計上されている金額から、さらに10兆円余りが減額される程度

<sup>22</sup> このほか、国民経済計算体系の金融勘定における「貸出」には、海外への貸出も含まれない一方、全国銀行財務諸表の貸出にはこれを含むため、国内銀行ベースで「在外支店主要勘定」の貸出額を差し引くといった調整を行っている。

<sup>23</sup> 以下、数値は全て、内閣府経済社会総合研究所編「国民経済計算年報平成13年度版」に依る。

のものであるということを示している<sup>24</sup>。

もっとも、家計の金融資産のうち、国内銀行全体への預金に匹敵する 259 兆円が郵便貯金となっている。郵便貯金の資金は、これまで資金運用部を通じて、政府系金融機関の貸出原資となっていたが、現状の金融勘定では、この部分については、特に、評価を変えることは行っていないし、公正価値を把握することは難しい。政府系金融機関の貸倒引当金は、法的に貸倒引当金の計上範囲が定められており<sup>25</sup>、その部分を控除するといったことも意味をなさないことから、これらについての評価の問題は残る。

いずれにしても、これらの数値が、社会会計における一つの決まりのなかで、できあがっているということ、評価方法によって、相応の幅があることは、統計利用者に認識されるべきであろう。貸出債権についていえば、国際比較の際に、諸外国の多くが特段の調整を行っていないということも念頭に置く必要がある。どちらが望ましいかという問題は、データの把握可能性という問題も含めてさらに議論はあるが、社会会計は、企業会計よりも多目的体系である以上、こうした値を、広く開示していくことは必要であると思われる。また、マイクロベースで情報開示がなされていない政府系金融機関のようなケースについては、社会会計によるマクロ経済の把握という観点からも、情報開示が求められるところである。

## 7 まとめ

本稿では、統計におけるマクロとミクロの関係を、金融勘定に係る社会会計と企業会計を中心に考察した。この分野については、かつては活発な議論があったようであるが、国民経済計算体系の大枠が固まって以降、経済学者、統計学者ともにあまり関心を寄せていないように思われる。93SNAでは、序論の部分で「企業会計および経済理論とのリンク」、「ミクロ・マクロ・リンク」として、若干の記述があるが、本稿でも引用した取得原価の問題に触れるに止まり、多くを語っているわけではない。国民経済計算体系の作成に多大な貢献をしてきた R. Ruggles は、最近、この点を意識し、「93SNAは、明示的にマイクロデータの統合を明示的に規定する必要があった」<sup>26</sup>としているが、彼の主張は、マクロとミクロの差異のあり方を考察するというよりも、マイクロデータベースを構築し、これを

---

<sup>24</sup> 公表不良債権の金額自体が過小であるとの見方もあるが、不良債権であっても回収見込みのあるもの、結果的に貸出先が破綻しても担保等の回収が見込めるものがあることに留意する必要がある。

<sup>25</sup> 例えば、日本政策投資銀行の貸倒引当金は、当該事業年度末貸付残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲、国民生活金融公庫は、同 6/1000 の範囲といった具合である。なお、後者については、当期の収益と費用が全く等しい「ゼロ決算」となっており、貸倒引当金の繰入率は、「ゼロ決算」のための調整項目となっていると言われている。

<sup>26</sup> Ruggles, R., 'The United Nations System of National Accounts (SNA) and the Integration of Macro- and Microdata', in N. D. Ruggles and R. Ruggles, National Accounting and economic Policy Socio-Economic Accounts, 1999

もって、複雑に帰属計算の入り込んだ勘定とは別のコアとなる取引勘定を作成する方向に向けられている。

しかし、経済構造が変化し、つれてミクロ統計としての企業会計が大きく変化しようとするなか、従来の企業会計をベースに構築された今日の社会会計は、新たな課題を背負った形となっていることは間違いない。本稿では、企業会計で昨今その取扱いが大きく変化しつつある金融商品に焦点を当てながら、わが国など一部の国では93SNAの記述を越えて貸出債権の時価評価を開始したこと、しかし、その方法如何でデータに幅が生じることを指摘した。これらの点については、会計上の注記として、広く開示がなされ、さらに多くの議論が行われるべきであろう。また、こうした議論は、単に企業会計と社会会計の間のテクニカルな問題に止まらず、統計におけるミクロとマクロの違い、乖離の意味と是非を考えるきっかけとなり、引いては、経済分析や経済政策決定にあたり、より適切な統計利用を促すものと考えられる。

以 上

<参考文献>

- 宇都宮浄人、萩野覚、長野哲平「退職給付、ストックオプションの社会会計 - 所得変化と価値の変化をどのように考えるか」日本銀行調査統計局 Working Paper 01-2、2001年
- 経済企画庁経済研究所国民所得部、『1993年改訂国民経済計算の体系』、1995年
- 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析(平成11年度決算)」、『金融』2000年8月号(第641号)別冊、2000年
- 動向把握早期化委員会「景気動向の早期把握等に関する今後の課題」、経済企画庁、1999年
- 内閣府経済社会総合研究所編『国民経済計算年報平成13年度版』2001年
- 中村隆英、新家健精、美添泰人、豊田敬『経済統計入門(第2版)』東京大学出版会、1992年
- 日本銀行調査統計局、『資金循環統計の解説』、1999年
- 能勢信子編『経済会計の発展』同文館、1990年
- Copeland, M.A., A study of Moneyflows in the United States, National Bureau of Economic Research, New York, 1952
- G4+1 “Accounting for Share-based Payment”, discussion paper, IASC, 2000
- Hicks, J.R. The Social Framework, An Introduction to Economics, 4<sup>th</sup> edition 1971 (酒井正三郎訳『経済の社会的構造第4版』同文館1972年)
- International Monetary Fund, ‘Towards a Sixth Edition of the Balance of Payment Manual’, BOPCOM-0021, 2000
- Joint Working Group of Standard-Setters “Financial Instruments and Similar Items”, draft, JWGSS, 2000
- Ruggles, R., ‘The United Nations System of National Accounts (SNA) and the Integration of Macro- and Microdata’, in N. D. Ruggles and R. Ruggles, National Accounting and economic Policy Socio-Economic Accounts, 1999